

# 金融庁／金融審議会 「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」 (第4回) の検討状況

有限責任 あずさ監査法人



金融庁は、2024年10月10日、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」(第4回)を開催しました。本稿では、審議で取り扱われた主要な論点の検討状況をまとめています(本稿は、同日時点の情報に基づいて記載しています)。

金融庁は、2024年3月26日に、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」(以下「WG」という)を設置し、我が国におけるサステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関する検討を開始し、これまでに延べ3回の審議を行っています。

2024年10月10日に開催された第4回WGで審議された論点は、以下の通りです。

## 審議された論点

1. サステナビリティ開示基準の導入における論点
  - (1) 具体的な開示方法(二段階開示および海外向け開示の本邦での開示)
  - (2) サステナビリティ情報に係る重要性、虚偽記載およびセーフハーバー
2. 保証制度の方向性について

本稿では、上記の主な内容について解説します。なお、詳細は[事務局説明資料および参考資料](#)をご確認ください。

## 1. サステナビリティ開示基準の導入における論点

### (1) 具体的な開示方法（二段階開示および海外向け開示の本邦での開示）

第4回WGの事務局説明資料では、具体的な開示方法のうち、二段階開示および海外向け開示の本邦での開示について、以下の提案がされました。

第4回WGの審議（事務局の提案）	これまでの事務局提案（下線部分が変更点）
<p>① 二段階目の開示は、<u>有価証券報告書の訂正</u>により、半期報告書の提出期限までに行う。そして、一段階目および二段階目の開示は、それぞれ次の方法による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 一段階目：現行の開示規制に基づく開示事項を開示する</li> <li>● 二段階目：開示基準に準拠した開示を一括で行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 有価証券報告書で一段階目の開示を行い、</li> <li>● その後、<u>有価証券報告書の訂正または半期報告書</u>により、サステナビリティ開示基準に準拠するために必要な事項を追加開示する。</li> </ul>
<p>② <u>有価証券報告書において本邦のサステナビリティ開示基準に準拠した開示を行っていない会社が、CSRD<sup>1</sup>等の海外のサステナビリティ開示基準に基づく開示を行った場合に限り</u>、臨時報告書の提出を求める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● CSRD等の海外制度に基づくサステナビリティ情報の開示を海外に向けて行った場合に、臨時報告書の提出を求める。</li> <li>● <u>本邦のサステナビリティ開示基準に基づく開示を法定または任意で行っている場合には、適用除外とする。</u></li> </ul>
<p>③ CSRDの免除制度の利用を可能とするため、暫定的な制度対応として、法令上、一定の保証業務提供者を指定する。</p>	<p>新規提案</p>

#### ① 二段階開示の方法

##### （これまでの審議の内容）

ISSB<sup>TM2</sup>基準では、財務諸表とサステナビリティ情報を同時に開示する必要があるものの、経過措置として、報告初年度は、財務諸表報告後、半期報告に併せてサステナビリティ報告を行うことが許容されています。

第3回WGでは、ISSB基準における経過措置を踏まえて、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）から公表されるSSBJ基準<sup>3</sup>の適用初年度による経過措置として二段階開示を認めるとの提案がなされ、概ね賛同を得られた一方で、二段階開示の方法等について、詳細の明確化が必要との意見もありました。

##### （第4回WGにおける事務局提案の主な内容）

二段階目の開示の方法は、更新箇所が明示されることや半期報告書に比して早期開示が期待される等の理由から、有価証券報告書の訂正（訂正報告書）によることが提案されました。また、訂正報告書には提出期限がなく、長期間にわたり提出されないというデメリットも考えられるため、二段階目の開示は半期報告書の提出期限までに行うことが提案されました。

1 欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）が公表する「企業サステナビリティ報告指令」（以下同様）

2 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が公表する「IFRS<sup>®</sup>サステナビリティ開示基準」（以下同様）

3 SSBJが公表するサステナビリティ開示基準（以下同様）

加えて、情報開示を後退させないこと等を踏まえ、一段階目では現行の開示規制に基づく開示事項を開示し、二段階目ではSSBJ基準に準拠した開示を一括で行うことが提案されました。

## ② 海外のサステナビリティ開示基準に基づく開示の本邦での開示

### (これまでの審議の内容)

CSRD等の海外制度に基づくサステナビリティ情報の開示を海外に向けて行った場合に、日本の投資家に対しても確実に情報提供されることを確保するため、第3回WGでは、この場合に金融商品取引法の開示書類の提出を求めるとの提案がなされました。

事務局提案に対しては賛否両論があり、開示に賛同する意見であっても、臨時報告書による開示を求める点では共通していたものの、その記載内容については様々な意見がありました。

### (第4回WGにおける事務局提案の主な内容)

本邦の企業が、CSRD等の海外のサステナビリティ開示基準に基づく開示を行った場合に、国内投資家が海外投資家よりも情報入手が遅くなること等がないようにすること、また、暫定的に保証業務提供者のオーソライズを行う(③参照)には法定開示書類の裏付けが不可欠であることから、一定の場合に限り、本邦の法定開示書類によって、同等の情報が周知されるようにすることが適当とされました。

そこで、有価証券報告書において本邦のサステナビリティ開示基準に準拠していない会社が、CSRD等の連結ベースでの開示を求める海外のサステナビリティ開示基準に基づく開示を行った場合に限り、臨時報告書の提出を求めることが提案されました。臨時報告書での開示事項としては、次の事項が想定されるとしています。

- i. 海外のサステナビリティ開示基準に基づいた開示を行った旨
- ii. 開示を行っている場所（リンク先等）
- iii. 保証を受けている場合にはその旨
- iv. 保証業務提供者の名称

## ③ CSRD対応のための保証業務提供者のオーソリゼーション

### (提案の背景)

CSRDでは、EU域内において一定の売上等のある日本企業は、2025年12月期以降、単体ベースでのサステナビリティ情報の開示と保証が求められることとなります。ただし、連結グループを対象として開示と保証の対応を行うことで、単体ベースでの対応が不要となる免除制度が設けられています。

また、当該免除制度を利用するためには、各国の法令に基づきオーソリゼーションを得た個人またはファームによる保証意見が必要とされています。

### (第4回WGにおける事務局提案の主な内容)

CSRDの免除制度の利用に係る企業のニーズに応えるため、暫定的な制度対応として、金融商品取引法上、一定の保証業務提供者を指定することが提案されました。

## (2) サステナビリティ情報に係る重要性、虚偽記載およびセーフハーバー

第4回WGの事務局説明資料では、具体的な開示方法のうち、サステナビリティ情報に係る重要性、虚偽記載およびセーフハーバーについて、以下の提案がされました。

第4回WGの審議（事務局の提案）	これまでの事務局提案
① 開示ガイドライン <sup>4</sup> の改正により、Scope3排出量に関する定量情報が、事後的に誤りであることが発覚としたとしても、一定の場合には、虚偽記載等の責任を負わないことを明確化する。	サステナビリティ情報の特徴に応じたセーフハーバーのあり方を検討する。
② 開示ガイドライン改正のほか、次の対応を検討する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 虚偽記載等に対する企業の責任の範囲を明確にする開示事項の追加</li> <li>● 経営者の関与および作成責任の範囲の明確化に係る確認書の記載事項の追加</li> </ul>	新規提案

### ① セーフハーバーに関する検討の方向性

#### （これまでの審議の内容）

投資判断に有用なサステナビリティ情報を提供する観点からは、虚偽記載等の責任を問われることを懸念して企業の開示姿勢が萎縮することは好ましくないとされ、第3回WGでは、セーフハーバーを設ける必要性について、概ね賛同が得られました。

#### （第4回WGにおける事務局提案の主な内容）

開示ガイドラインの改正により、Scope3排出量に関する定量情報が事後的に誤りであることが発覚したとしても、次の場合には、虚偽記載等の責任を負わないことを明確化することが提案されました。

- 統制の及ばない第三者から取得した情報を利用することの適切性（情報の入手経路の適切性を含む）や、見積りの合理性について会社内部で適切な検討が行われたことが説明されている場合であって、
- その開示の内容が一般に合理的と考えられる範囲のものである場合

### ② 虚偽記載等に対する企業および経営者の責任範囲の明確化

#### （第4回WGにおける事務局提案の主な内容）

開示ガイドラインにおける解釈の明確化のほか、虚偽記載等に対する企業の責任の範囲を明確にする観点から必要な情報開示について、次の開示事項の追加を検討することが考えられるとされました。

- 将来情報、統制の及ばない第三者から提供を受けた情報、見積りを含む記載箇所を特定した上で、当該情報を含む旨
- データ・プロバイダーから入手した情報を含む記載箇所を特定した上で、当該情報を含む旨、当該プロバイダーの名称

4 「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」（以下同様）

また、併せて、経営者の関与および作成責任の範囲の明確化の観点から、確認書の記載事項の追加を検討することが考えられるとされました。

## 2. 保証制度の方向性について

第4回WGの事務局説明資料では、保証制度の方向性について、以下の提案がされました。

第4回WGの審議（事務局による提案）	これまでの事務局提案
① サステナビリティ情報に対する保証制度は次の方向性とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● SSBJ基準の適用義務化の翌年から保証を義務化する</li> <li>● 保証義務化から一定期間は保証範囲をScope1,2のみとする</li> <li>● 保証水準は限定的保証とし、今後の動向を踏まえ、合理的保証への移行の可否を検討する</li> </ul>	新規提案（※）
② 保証業務実施者は、監査法人またはその他の保証業務提供者とする。そして、保証制度導入後一定期間は仮登録で運用する。	新規提案

※ 保証制度の導入時期については、第3回WGにおける議題に明示的に含まれていなかったものの、SSBJ基準の適用義務化の翌年からとすることが示されていた。

### ① サステナビリティ保証の範囲・水準等

#### （これまでの審議の内容）

サステナビリティ情報に対する保証については、SSBJ基準の適用義務化の翌年（最も早い場合は2028年3月期）から保証制度を導入することが方向性として示されていたものの、その保証のあり方については、任意の枠組みも含め、今後の検討課題とされていました。

#### （第4回WGにおける事務局提案の主な内容）

我が国における保証業務実施者の実態や海外における検討状況等を踏まえ、サステナビリティ情報に対する保証制度の方向性として、次の内容が提案されました。

- SSBJ基準の適用義務化の翌年から保証を義務化する
- 保証義務化から一定期間は保証範囲をScope1,2のみとし、その後、SSBJ基準に基づくサステナビリティ情報すべてに拡大する
- 保証水準は限定的保証とし、今後、実務の状況や海外の動向等を踏まえ、合理的保証への移行の可否について検討する

### ② サステナビリティ保証業務の担い手

#### （これまでの審議の内容）

サステナビリティ保証業務の担い手に関する論点として、保証業務実施者の職業にとらわれない（professional agnostic）制度にするか、保証業務実施者を規制する枠組みをどのように規定すべきか等については、今後の検討課題とされていました。

### (第4回WGにおける事務局提案の主な内容)

保証業務実施者は、新たな制度の下で登録を受けた監査法人またはその他の保証業務提供者を想定することとし、保証制度導入後一定期間は仮登録で運用することが提案されました。また、保証業務実施者が必要に応じて、外部専門家を活用することも考えられるとされています。

### (参考) これまでの審議の状況

審議	議論事項
第1回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ (2024年3月26日)	適用対象企業、適用時期
	全般（情報開示のための環境整備）
第2回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ (2024年5月14日)	サステナビリティ開示基準の在り方
	適用対象
	適用時期
	サステナビリティ開示基準の導入による開示タイミング
第3回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ (2024年6月28日)	サステナビリティ開示基準のあり方および適用対象・適用時期
	サステナビリティ開示基準の導入における論点
	保証制度の導入における論点



## ■ 関連資料紹介

- [SSBJの審議動向](#)
- [サステナビリティ開示基準／その他開示制度](#)

## ■ ソーシャルメディアのご紹介

リサーチ／報告書、解説記事、動画による解説など、KPMGの知見を集めた独自コンテンツを発信しています。



## ■ KPMG Japan Insight Plusのご紹介

<https://kpmg.com/jp/ja/home/campaigns/2022/04/insight-plus.html>

KPMG Japan Insight Plusは、KPMGジャパンの会員制ウェブサイトです。

記事、動画、セミナー、メールマガジン等を通じ、ビジネスのプラスとなるインサイト（洞察・考察）を会員の皆様にお届けします。

## ■ KPMG Japan Insight Plusの記事例

- IFRS®サステナビリティ開示基準への対応セミナー第1回～第3回（動画）
- IFRS S1号・S2号の導入における実務上のポイント
- 「IFRS S1号・S2号導入実務解説」セミナー サステナビリティ開示基準が求めるガバナンスとリスク管理
- 「IFRS S1号・S2号導入実務解説」セミナー サステナビリティ情報に関するプロセス整備
- プライム市場上場を確実にするための最先端の「コーポレートガバナンス・コード」及び「サステナビリティ開示」への対応～2大テーマの勘所を押さえる！

## 編集・発行

### 有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「ISSB™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。

**過去情報は、あずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください。**

**あずさ監査法人トップページ** ([Link](#))

■ **会計・開示コンテンツ** ([Link](#))

■ **日本基準** ([Link](#))

■ **IFRS会計基準** ([Link](#))

■ **米国基準** ([Link](#))